

答 申 第 2 0 号
平成 3 0 年 1 0 月 1 0 日

高崎市監査委員 様

高崎市情報公開審査会
会長 阿部 圭司

高崎市情報公開条例第 1 9 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 3 0 年 1 月 3 0 日付けで諮問のありました下記審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：諮問第 2 2 号

平成 2 9 年 9 月 4 日付け（第 1 5 7 - 4 号）「行政文書不存在通知」に係る審査
請求

別紙

諮問番号：諮問第22号

答申番号：答申第20号

答 申 書

第1 審査会の結論

高崎市監査委員が行った決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、高崎市情報公開条例（平成14年高崎市条例第42号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、高崎市長に対し、平成29年8月21日付けで「第70-1号 高崎市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）の7頁ア 暫定ケアプランは法令の要件を満たしており、これは本ケアプランであると認識している。」に関し、「①この認識の根拠法令が分かる情報。②この認識を持っている介護関係職員の氏名（所属部署）が分かる情報」という内容の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 事案の移送

高崎市長は、本件請求について、条例第14条第1項の規定に基づき、平成29年8月23日付けで高崎市監査委員（以下「実施機関」という。）に対し、事案の移送を行った。

3 実施機関の決定

実施機関は、平成29年9月4日に、本件請求の内、①に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書不存在通知（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して請求人に通知した。（不存在の理由）

「暫定ケアプラン」とは、介護保険運用上使用されている用語であり、職員が認識を持つにいたった資料を監査委員は所持していないため請求内容の情報は不存在。

4 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対し、平成29年10月26日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

5 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成29年12月6日付けで弁明書を請求人に送付した。

6 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定に基づき、高崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、平成30年1月30日付けで本件審査請求事案の諮問を行った。

第3 争点

本件行政文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

実施機関は、職員が認識を持つにいたった資料を所持していないことを理由に不存在としているが、職員が認識を持つにいたった資料を取得し、開示を求める。

2 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書並びに平成30年1月31日及び同年3月29日の当審査会における説明において、おおむね次のように主張している。

- (1) 本件請求に係る、「第70-1号 高崎市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）」の7頁アの「暫定ケアプランは法令の要件を満たしており、これは本ケアプランであると認識している。」の記載は、住民監査請求に係る監査の過程で本市介護保険関係職員から聴取を行った際の、当該職員の発言である。当該発言の趣旨は、介護老人保健施設において作成した「暫定ケアプラン」は、法令等に規定されている用語ではないが、法令に規定されている施設サービス計画の要件を満たしているから施設サービス計画（本ケアプラン）にあたるものと認識しているというものである。
- (2) 請求人は、「①この認識の根拠法令が分かる情報。」の公開を求めているが、当該職員がこのような認識を持つにいたった当該職員の介護保険制度に係る法令の解釈や見解等、当該職員の内心に関する情報が記載された文書を実施機関は作成及び取得をしておらず、また、監査の決定を行うにあたり、本件行政文書の作成及び取得をすることを要しなかったため、本件行政文書は存在せず、行政文書不存在と決定したものである。

第5 審査会の判断

1 争点

「行政文書を保有していない」という類型には、①そもそも作成又は取得をしていない、②作成又は取得をしたが保存期間満了により廃棄済み、③公開請求の対象となる「行政文書」ではないという3つの場合があるが、実施機関は①の作成も取得もしていないと主張しているので、本件行政文書が、実施機関における事務処理において、作成又は取得されたか否かを検討する。

(1) 本件行政文書について

実施機関は、本件行政文書について、住民監査請求に係る監査の過程で聴取を行った本市介護保険関係職員の認識の根拠となった法令が分かる情報が記載された文書と解した。実施機関は当該職員がこのような認識を持つにいたった当該職員の内心に関する情報が記載された文書の作成及び取得をしておらず、監査の決定を行うにあたり、該当する文書の作成及び取得をしなくとも、事務処理において何ら不都合はなかったという、実施機関の主張に特段の不自然な点は認められない。

(2) 審査会の調査について

審査会は、実施機関に対して、条例第22条第4項に基づく調査を実施し、監査委員事務局において本件行政文書の保有の有無を確認したが、本件行政文書として改めて特定すべき行政文書の存在は確認できなかった。

(3) したがって、本件行政文書を不存在とした実施機関の判断に、特段の不自然な点は認められない。

2 結論

以上のことから、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、請求人は、本件審査請求において、「実施機関は、職員が認識を持つにいたった資料を所持していないことを理由に不存在としているが、職員が認識を持つにいたった資料を取得し、開示を求める。」と主張するが、行政文書の公開請求権は、条例第5条の規定のとおり、実施機関の保有する行政文書の公開を請求する権利を行使することを認めるものであり、実施機関に新たに文書を取得するよう請求する権利を付与するものではない。

また、請求人の実施機関に対するその他の主張は、本答申の判断を左右するものではない。

審査会の経緯（行政文書公開請求）

年 月 日	審 理 経 過 等
平成30年1月30日	諮問
平成30年1月31日 平成30年4月26日 平成30年5月31日	調査、審議
平成30年7月19日 平成30年8月 8日 平成30年9月27日	答申調整
平成30年10月10日	答申

高崎市情報公開審査会委員

会 長	阿部 圭司
副会長	田島 義康
委 員	有賀 長規
委 員	竹内 健
委 員	越澤 恭行